

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 1 - 4

〔沿革〕平成 23 年 1 1 月 3 0 日規程 4 - 1 - 5 = 一部改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員報酬)

第 2 条 常勤の役員報酬は、基本給、地域手当、理事長手当、副理事長手当、通勤手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員報酬は、非常勤役員報酬とする。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤の役員報酬（賞与を除く。）は、毎月 16 日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 賞与は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、これらの日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日を支給日とする。

3 非常勤の役員報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本給)

第 4 条 基本給は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長

月額 850,000 円

(2) 副理事長

月額 250,000 円

(地域手当)

第 5 条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 医師である者 基本給に 100 分の 15 を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる者以外のもの 基本給に 100 分の 1.5 を乗じて得た額

(理事長手当)

第 6 条 理事長手当は、理事長の職にある者に支給する。

2 理事長手当の月額は、理事長の基本給に 100 分の 25 を乗じて得た額とする。

(副理事長手当)

第 7 条 副理事長手当は、副理事長の職にある者に支給する。

2 副理事長手当の月額は、前条第 2 項に規定する額に 100 分の 50 を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第 8 条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(賞与)

第 9 条 賞与は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤

の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

3 理事長は、法人の職員の例により、賞与の支給を一時差し止めることができる。

4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号及び第3項の規定により解任された常勤の役員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（非常勤役員報酬）

第10条 非常勤役員報酬は、次に掲げる額とする。

- (1) 理事
日額 30,000円
- (2) 監事
日額 30,000円

（例月報酬の日割計算）

第11条 新たに常勤の役員になった者には、その日から基本給、地域手当、理事長手当及び副理事長手当（以下この条において「例月報酬」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの例月報酬を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの例月報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により例月報酬を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その例月報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

（役員報酬の支払方法）

第12条 役員報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第13条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる

ものとする。

(病院職員を兼務する役員の報酬)

第14条 法人の職員である役員については、この規程に基づく役員の報酬は支給しない。

(雑則)

第15条 この規程の実施に必要な報酬の支給手続等の事項については、法人の職員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、副理事長に支給する賞与に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の135」とあるのは「100分の95」と、「100分の160」とあるのは「100分の115」とする。

附 則 (平成23年11月30日規程4-1-5抄)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。(後略)